

室 報



人権問題研究室 開設50周年記念 特別シンポジウム
「人権論のいま - インターセクショナリティの視点から-」

◀ 目 次 ▶

「人権」という言葉を私たちの日常生活に 活かすために ……………	2	社会的差別と展示表象行為 -「負の歴史」の可能性 ……………	9
開設50周年記念特別シンポジウムレポート ……	3	書 評……………	11
人種・民族問題研究班の20年①……………	6	公開講座・研究学習会・特別シンポジウム・ 編集後記……………	12
人種・民族問題研究班の20年②……………	7		
障害研究班の20年をふりかえって ……………	8		

「人権」という言葉を私たちの日常生活に活かすために

宮本 要太郎

関西大学人権問題研究室が、今年開設50周年を迎えました。50周年記念特別シンポジウムをはじめ、一連の記念企画を通し、改めて先人の先生方が築いてこられた研究室の半世紀の歴史の重みをひしひしと感じております。

起源は、部落差別問題でした。二部（夜間）の学生新聞である「関西大学新報」の第221号（昭和48年（1973年）10月15日発行）からは、本研究室の誕生につながる当時の生々しい歴史状況を読み取ることができます。すなわち、1972年秋以来、教員による差別発言やトイレでの差別落書きなどが立て続けに発生したことを問題視した学生を中心に、差別的教育・研究を糾弾する運動が全学的に広がり、部落解放運動として構築されていきました。それに対して大学当局も何らかの対応を取らざるを得ない状況に追い込まれました。

その流れの中で1973年4月に学長の諮問機関として部落問題委員会が発足し、同年6月26日には千里山学舎において、続いて9月12日には旧天六学舎において、それぞれ部落問題講演会が開催されました。これらの運動の中で、大学当局は「大学の総力をあげて部落問題の解決に寄与する」ことを余儀なくされました。

「関西大学通信」第47号（昭和49年（1974年）5月10日発行）によれば、1974年度からは教職課程「部落解放教育の研究」が必修科目とされ、一般教育科目に「部落解放論」が新設されるなど教育面での啓発が図られた一方、研究面でも「部落解放に寄与する学問研究の場として」関西大学部落問題研究室が発足することになりました。

研究室は1985年に研究の対象を広げて人権問題研究室に改組され、部落問題研究班の他、人種・民族問題研究班、障害研究班、ジェンダー研究班の4班の研究体制となりました。研究員の数も、発足当時の7名から34名（2024年10月1日現在）にまで拡充されました。このことは、



写真 開設50周年特別シンポジウム室長開会挨拶

「人権」が社会のさまざまな領域において問題となってきたことを示すものだと考えます。

本研究室は50年目にしてはじめて、研究室全体の共通研究テーマを設定しました。昨今、研究室の研究学習会や公開講座で取り扱われる内容も各研究班の研究対象を横断するものが増えていくことに鑑み、各班の研究の繋がりが研究室全体で実感できるテーマとして選ばれたのが「インターセクショナルリティ（交差性）」でした。9月20日（金）には、東京大学大学院総合文化研究科の清水晶子教授をお迎えして「共生の不安とインターセクショナルリティ」の題で基調講演をしていただき、さらに各班からの報告を踏まえてパネルディスカッションを実施しました。おそらく議論の共通性よりも多様性の方が目についたかもしれませんが、それこそ「交差性」の一面でしょう。

西洋史学者の阿部謹也氏は、かつて『西洋中世の愛と人格——「世間」論序説』のなかで「人権という言葉は、まだわが国では日常生活の中でそれなくしては私たちが日々の生活を営むことのできない事柄を表わす言葉になっていないのである。」と述べましたが、この本が刊行された1992年から30年以上経った今でも、この指摘はまったく古くなっていないように感じます。この状況を少しでも改善するために、関西大学人権問題研究室はさらに次の半世紀に向けて歩を進めてまいりたいと存じます。

（文学部教授・関西大学人権問題研究室室長）

開設50周年記念特別シンポジウムレポート

酒井 千絵

関西大学人権問題研究室の開設から50周年を記念し、2024年9月20日に「人権論のいまーインターセクショナリティの視点からー」と題するシンポジウムを開催した。会場の尚文館マルチメディアAV大教室には、140名もの参加者が集まった。50周年を迎える人権問題研究室は、研究班を横断する研究テーマとしてインターセクショナリティ（交差性）を選んだ。そのためメインスピーカーには、インターセクショナリティに関わる著書も多い東京大学大学院総合文化研究科教授の清水晶子さんをお招きした。次いで4つの研究班から、これまでの研究や実践をインターセクショナリティという視点から捉え直し、最後に全体での討論を行った。

インターセクショナリティとは何か

前田裕関西大学学長、宮本要太郎人権問題研究室長のご挨拶に続いて、清水晶子さんの講演が行われた。清水さんはこれまで著書や論文で、インターセクショナリティが主に英語圏でどのように用いられてきたのかを論じてきた。以下講演内容をまとめていく。インターセクショナリティの議論や視点は、英語圏では研究者やアクティビストだけでなく、フェミニズムに関心を持つ人々に広く使われてきた。日本でも2021～22年ごろから急速に広まり、今では差別は性別や人種、民族、階級など1つの軸だけではなく、様々な軸が交わっているという認識は緩く共有されている。一方で、それぞれの人がこの言葉に込めている意味は多様である。

もともとインターセクショナリティの議論はキンバリー・クレンショアが、黒人女性の経験を「黒人であること」と「女性であること」の交差点のようなものとして説明したことによる。クレンショアは法律家として、ひとつの属性・特性を除いて他の条件や属性が全て同じであるにもかかわらず、異なる不利益な扱いを受ける場合に差別があると定義するアメリカの法

律を問題視した。なぜなら実際にはひとつだけの条件を除いて他の属性や経歴が全て同じ、ということはありません、黒人女性の受ける差別は「人種差別」と「性差別」の合計を越えるためだ。複数の差別の交差に注目することで、インターセクショナリティの議論は、「女性」であることや「黒人」であることの同一性を批判的に問い直していく。

だが、こうした批判的態度とは、単に性差別の議論の中に人種の要素を盛り込んでいくことではない。たとえばフェミニズムの政治の中で、インターセクショナリティの議論は、人種などの差異を持つ女性の経験を取り入れ、「白人女性」の経験を脱中心化してきた。しかし、人種などの差異を持たない「無徴」の存在である白人女性との差異によって、有色人種の女性は「有徴」化される。またアカデミズムであれば、有色人種など特定のグループを対象とした研究は、そのカテゴリーに属する有色女性が担い、白人は一般論としてのジェンダーやセクシュアリティについて議論を担うことが多い。その結果、「白人女性」の経験は中心を占め続け、人種など女性間の差異は、言語化されると同時に固定化されてしまう。

このことは、近年新自由主義的な政治のもとで重視されてきたダイバーシティ&インクルージョンの問題点にも通じる。インターセクショナリティはこうした「ダイバーシティ・マネジメント」の理論的な根拠ともなっているが、社会の多様性に目を向けマイノリティの社会的承認が進む一方で、マジョリティが管理できる「消化」可能な差異だけが「スパイス」のように取り入れられる傾向は否定できない。またインターセクショナリティが流行語として消費される時、「どんな人にも他の人とは異なる差異がある、皆が少しずつ差別されていて、別の基準では特権も持っている」という相対化によってマイノリティの声を奪ってしまう。その結果、社

会的な不正義や構造的な抑圧を是正するはずのインターセクショナリティが、多数派にとって安心な差異を管理するための道具になってしまっているのではないか。

こうした状況への抵抗として、清水さんは1990年代のアメリカにおけるクイア・ネイションによる、「私たちはここにいる、私たちはクイアだ、そのことに慣れる」というコール（呼びかけ）を取り上げた。このコールによって、クイアの人々は「あなたたちを安心させるためにここからいなくなったりはしない」と多数派に対して主張した。この言葉は、マジョリティが差異を管理する特権を持つのではなく、差異や多様性に起因する不安に慣れるしかないのだと説得し、マイノリティはずっとここにいたことに多数派が気づいていなかっただけなのだというメッセージを伝えている。

つまりインターセクショナリティの視点は、性別や人種の中に、自分が気づいていない／気づかなかった差異が存在しているということをあきらかにする。自分には理解できない他者の存在は、私たちの同質性を脅かし、不安にさせる。だが、管理可能な差異だけを「承認」するのではなく、自分を脅かす他者への不安を抱え込み、その不安とともに生きて行かざるを得ないのである。



写真1 第1部 基調講演（清水晶子 東京大学大学院教授）

各研究班による具体的事例の共有とディスカッション

講演に引き続き、4人の研究員がそれぞれの研究班を代表して、自身の研究をインターセクショナリティの観点から紹介した。まず部落問題研究班からは、内田研究員が部落差別とインターセクショナリティについて話をした。部落

差別は長く封建的遺物とみなされ、時代が変われば次第になくなるはずと期待する人も多かった。実際には、かたちを変えながら差別は続いている。また部落差別に対抗する運動も、部落の人々が階層構造の下部に位置づけられてきたという問題を解消し、国民として融合させるべきだという立場に対し、部落民として差別されてきた経験を通して、その主体性やアイデンティティを重視する立場がある。内田さんは部落全体のアイデンティティを立ち上げていくなかで、女性や障害、性的マイノリティなど、多様な経験を持つ人の存在が無視されてきたことをふまえ、いないことになっている部落の多様性や交差性を明らかにすべきだと述べた。

人種民族問題班からは、山ノ内研究員が、学校給食をめぐる問題をインターセクショナリティの視点から論じた。日本の学校給食は、安価で栄養価が高く、美味しいと国際的にも評価が高い。だが、教育活動の一環として、同じ食事を皆で食べる給食の特徴は、アレルギーや信仰のため、同じメニューを食べられない生徒を排除してしまうという問題をはらむ。現在アレルギーの生徒は児童生徒の4.5%を占めているが、給食中の事故が多発し、医学的に従来のメニューを食べられない子どもがいることを知る人も増え、最近ではアレルギー対応が進みつつある。だが、文化や宗教で食べられないメニューがある人は、アレルギーと同様、食に関するマイノリティでありながら、理解や配慮を求めにくい側面があった。また、給食で代替食を用意できない場合、皆から仲間はずれにされないように、給食によく似た「コピー弁当」をつくる母親も多い。しかし、毎日の弁当づくりを、母親の愛情として賞賛することはあっても、その負担が問題化されることはまれだった。山ノ内さんの報告は、給食が宗教や民族的背景による文化の違い、家族や社会でのジェンダー役割など、様々な差異が交差する場であることを明らかにした。

障害研究班からは松波研究員が障害とジェンダーの交差について議論を行った。今回のシンポジウム会場でも、車椅子を利用する参加者は、一台ずつ階段昇降機を使う必要があり、休憩中にトイレに行くのも大変だったという。このような社会問題を解決するために、当事者を中心

に粘り強く運動をしてきた成果が、2015年の障害者差別解消法である。この法律の成立を推進する運動の過程で、議論の中心を男性が占め、女性の姿がなかったことや、女性の話が十分に聞かれてこなかったことに対抗して、女性たちが声を上げはじめた。女性の障害者は男性に比べ被害に遭いやすく、就業の機会が少なく、そのために自立が難しいなど、課題はまだ多い。だが、松波さんは障害者差別解消のための条例を検討する委員にも女性枠がつけられ、参加した女性が自分の経験を語るなど、変化の兆しもあると指摘した。

ジェンダー班からは宮前研究員が、ジェンダーと部落差別の交差性・複合差別について論じた。部落の中で、女性の方が教育を受けにくく、読み書きができない人が多かったことは、部落差別の中に女性差別があったことを示している。同時に、日本の女性学やジェンダー学は、部落女性の存在にほとんど触れてこなかった。たとえば、高度経済成長期以降、子育て中に女性が「専業主婦」として労働市場から退出し、子どもの成長後に再就職する傾向は「M字型就労」と呼ばれてきた。しかし、部落女性の就業率にはM字のくぼみがほとんどなく、結婚で専業主婦となった女性が育児期間を挟んで再就職するという女性イメージには当てはまらない。部落差別に対抗する運動の歴史に、女性がほとんど登場しないことと、社会におけるジェンダー問題を論じる場に部落女性の経験が反映されてこなかったことは、ともに運動や学問が部落女性の存在を打ち消してきた歴史を物語っている。しかし、部落女性は、その中でも自分たちの存在を歴史に刻んできた。水平社宣言では仲間に対し「兄弟」と呼びかける言葉が目立つが、女性の活動家は「兄弟姉妹」や「姉妹」の語に「きょうだい」とルビを振った。また宮前さんは、短期間ではあったが女性が「婦人水平社」を立ち上げた歴史に触れ、日本社会のマイノリティ女性によるフェミニズムの動きだったと指摘した。

最後に休憩時間に会場から集めた質問を司会のジェンダー班幹事の守さんがまとめ、登壇者がそれぞれコメントを述べた。会場からは、インターセクショナルリティがマジョリティを安心させるカテゴリーの設定につながってしまうの



写真2 第2部 パネルディスカッション

はなぜか、差異を持つ人が、多数派からリスクのある存在と見なされ、排除されるのはなぜか、また、インターセクショナルリティの視点によって、人々のアイデンティティが細分化され、分断が進んでいくことをどう考えるべきなのか、などの意見が出た。登壇者は、それまでは性別や人種のカテゴリーの中で切り捨てられ、多数派の利益を押しつけられてきた人々の存在に目が向くようになったという点において、インターセクショナルリティという発想には意味があったという見方を共有していた。4つの研究班が担当する「女性」、「部落」、「障害」、「エスニシティ」の事例は、複雑な現実の中で、どこからどこまでがひとつのカテゴリーに対する差別なのかを特定することはできない。もちろんインターセクショナルリティの視点で全てを解決し、連帯できるわけではない。また、多様な意味で使われている新しい言葉への警戒感を共有する人もいる。だが、目の前にある具体的な事例が持つ複雑さに目を向け、インターセクショナルリティの視点を生かしながら、人権について私たちにできることを考えていこうということで、ディスカッションは締めくくられた。

(社会学部教授)

人種・民族問題研究班の足跡

—2004年以降の研究テーマをもとに—

山ノ内 裕子

はじめに

人種・民族問題研究班は、これまで国内外のエスニック・マイノリティに関する幅広い課題に取り組んできた。筆者が人種・民族問題研究班に参加した2004年以降、本班は社会の変化に即応し、多角的な視点から研究を進めてきた。本稿では、2004年度から現在までの研究テーマをもとにその変遷とその特徴を整理し、今後の展望について考察する。

1. 初期の研究課題とその広がり

2004年当時、人種・民族問題研究班の主要研究テーマは前年度からの課題を引き継ぎ、「在日朝鮮・韓国人問題の歴史と現状」「沖縄と政治差別の問題」「少数民族の同化に関する研究」「外国人労働者問題」が設定されていた。特に外国人労働者に焦点を当てた研究は、不況下での就労や生活実態の現地調査を実施し、労働環境や人権課題に迫るものであった。また、欧州の外国人労働者排斥運動にも注目した研究も行われてきた。同時に、アイヌ新法や国連が提唱する「先住民問題行動の十年」に関連した先住民族問題の研究が行われ、北海道での現地調査を基に多角的な分析が進められた。さらに、在日朝鮮・韓国人問題では歴史的背景だけでなく、生活実態や文化的側面、法制度の課題に至るまで包括的な研究が目指された。また、2006年には「複数言語習得に関する研究」が加わり、異文化理解の促進という新たな視点が導入された。

2. 歴史教科書の比較研究と国際シンポジウムの開催

2008年以降は、「歴史教科書に関する問題」が研究テーマに加わった。教科書は民族的、歴史的、社会的視点を反映し、それぞれの国の思考の特徴を示す一方、国際摩擦の原因ともなり得る。この点に着目して、日本、ヨーロッパ、中国、南北朝鮮の教科書を比較検討することによって、21世紀の国際理解にふさわしい教科書編纂や教育方法の提案を目指した。また、2007年と2010年には国内のみならずドイツ、中国、韓国から研究者を招いて、「歴史認識と歴史教育」というテーマで、二回の国際シンポジウムが開催された。歴史的記憶の継承と教育の在り方について議論を深めたこのシンポジウムは、人種・民族問題研究班の大きな成

果の一つであるといえる。

3. 社会的弱者への関心と多文化理解の深化

2010年以降、「各国のワーキング・プアとホームレス問題」が研究テーマに加わり、社会的弱者に焦点を当てた研究が本格化した。これらの課題に対する調査は、在日朝鮮・韓国人や諸外国の少数民族に関する研究とも密接に関連し、多文化共生社会の現実と課題をより広い視点から捉える契機となった。

4. 移民・難民問題と多文化共生の課題

2016年以降、「在日朝鮮・韓国人」「少数民族」に加えて、「移民・難民と多文化共生に関する研究」が新たな課題として加わった。この研究は、移民や難民の受け入れに伴う問題や地方自治体・学校現場の対応状況についての分析を指すものであり、欧米諸国における難民の人権侵害など国際的な問題にも焦点を当てることの重要性が、班の中で共有された。

5. 現代の研究テーマと展望

2020年代からは従来のテーマを継承しつつ、「多文化共生社会実現のための諸課題に関する総合的研究」が主なテーマとなった。研究員の交代により、2020年以降は、人種・民族問題研究班は、社会学、人類学、宗教学、教育学、地域研究などの研究者で構成されるようになり、研究により一層の広がりが生まれた。2022年以降の研究課題としては、「移民・難民と多文化共生」「少数民族の同化と差別」「教科書の国際比較」「複数言語習得」「各国の貧困とホームレス」「在日朝鮮・韓国人の歴史と現状」といったテーマを設定し、国際的な視野を持つ包括的な研究が展開されている。

おわりに

人種・民族問題研究班は、在日韓国・朝鮮人研究や教科書国際比較を皮切りに、国内外のエスニック・マイノリティに関する多様な課題を扱ってきた。本班は、社会の変化や国際的な課題に応じて発展を遂げてきたが、今後も多文化共生社会の実現を目指して、現代社会が直面する複雑な課題への対応に取り組んでいきたい。

(文学部教授)

記憶に残る人権活動の歩みと学び

高明均

私は2005年4月着任後、熊谷明泰先生（外国語学部名誉教授）の勧誘で人権問題研究室の人種・民族問題研究班のメンバーとなり、研究委員や事務員の皆様のおかげで現在に至るまで活動しております。日頃から、外国人差別や多文化家庭に興味がある私にとっては人権問題研究室の活動こそ役に立つと考えています。この場を借りて、過去を振り返りながら、記憶に残る活動やエピソードを述べてみます。

2007年12月、「歴史教科書をめぐるドイツ・ポーランド接近の道」のテーマで歴史教育のあり方、共同歴史教科書の製作などに焦点を合わせて、ドイツの歴史教育学者ファルクペンゲル氏をはじめとした皆様のご協力を頂き、国際シンポジウムが開催されました。シンポジウムの内容がとても有益だったことに加え、発表者らとの食事会に参加し、いろいろな話ができたのは光栄でした。戦争の被害者と加害者の立場が極端に違うこと、それを歴史として学習しなければならない若者たちにどのように認識させるか、効果的な教育（教科書を含む）案はないかを探してみるのが大事だと感じました。

2008年8月、人権問題研究室の出張で熊谷先生とともに韓国を訪問しました。歴史関係の重要な国家機関（東北亜研究財団、教育科学技術部、国史編纂委員会など）を中心に訪れ、資料の収集や担当者たちと話を交わしながら有益な時間を過ごしました。特に、国史編纂委員会で相談してくださった方は日本で教育関連の仕事（大阪韓国教育院の院長）をしていた経験があり、お互いに貴重な話ができて本当に良かったです。そして、出張から戻った後「韓国の歴史教育と歴史教科書に関する実態調査報告書」を『室報』第42号にまとめました。

2010年11月、「歴史認識と歴史教育II－記憶の継承と歴史教育の課題」で中国、韓国、ドイツから著名な研究者を招き、国際シンポジウムを行いました。特に、韓国から招へいされたハ・ジョンムン先生とたくさん話ができて、有益な時間でした。ハ先生は日本での経験が豊富で日韓両国の関心事（慰安婦問題）に対して、具体的な実例を挙げながらご自身の主張を述べられました。国際シンポジウムを通して、歴史がない現

在は存在できず、過去のことを十分に活かして新しい歴史を刻むことが私たちの宿命であることを深く感じました。当日の発表の内容や様子は『紀要』第62号に載せています。

2012年、私は在外研究でハワイに行くことになりました。先方の研究機関であるハワイ大学を訪ねて、East West Center、図書館、韓国学研究所で資料を収集し、20世紀初めに韓国人がハワイに定着した痕跡を追跡しました。特に、1900年から1930年代後半までハワイプランテーションで働いていた外国人労働者の生活様式を展示したプランテーションビレッジを見学し、100年前にハワイに定着してきた中国人、日本人、韓国人らの移住や歴史について理解することができました。その内容をまとめて『室報』第51号に掲載しました。

コロナ禍以降、最近は実施が難しくなっている合宿やフィールドワークも人権活動に役に立ちました。毎年、夏休みの末頃1泊2日間の短い合宿ですが、関大の六甲山荘のゼミハウスを利用し、講師の発表を聞きながら人権関連の諸分野における自分の足りない部分を補うことができ、とてもよかったです。六甲山駅近くの中華料理店で集合し、大きな円卓のテーブルを囲んで楽しく食事を済ませ、タクシーに分乗し、ゼミハウスまで向かいます。着いた後すぐ、講師の発表や活発な討論が行われました。おいしい夕食の後に、山頂から見る神戸の夜景はやはり百万ドル物でした。また「研究学習会」として行ったフィールドワークもとても有意義な時間でした。特に、神戸周辺の建物、商店街、道の隅々を回りながらこれまで伝わってきた歴史や由来を知ることができ、本当に勉強になりました。

さらに、関大の人権問題委員会から定期的に発行される人権冊子『Human Rights Handbook』の編集小委員会のメンバーも務めました。全体の構成、表紙のレイアウト、執筆内容の校正などを行うのは大変な仕事でしたが、製作された冊子を見るとやり甲斐を感じました。

現在の人権活動に満足せず、最善を尽くしながら次の100年の歴史に輝く人権問題研究室になることを祈っております。（外国語学部教授）

障害研究班の20年をふりかえって

申崎 真志

私は2004年に関西大学に着任し、人権問題研究室の研究員になりました。2014年から4年間は役職等で研究員を降りていましたが、2018年から再び研究員に入れていただき、現在に至ります。人権問題研究室開設50周年ですので、それにちなんで、2004年当時の障害研究班（当時は障害者問題研究班）を個人的に振り返りながら、記録したいと思います。

私を人権研に誘ってくださったのは、藤井稔先生（文学部教授・人権研研究員、以下役職は当時のもの）でした。私が、葉賀弘先生（文学部教授・人権研研究員）の退職と入れ替わりで着任したこともあったと思います（私の個人研究室はもともと葉賀先生の部屋です）。藤井先生は、文学部の心理学実験室を利用して、地域の自閉症の子どもたちに療育活動を行っていました（『関西大学人権問題研究室紀要』第52号、以下『紀要』）。私が自閉症に関心をもっていたことを（『紀要』第53号・第58号）、ご存じだったのかもしれませんが。

当時の障害研究班は、藤井先生のほかに、経営労務論を専門にする伊藤健市先生（商学部教授・2000年から研究員）、生活支援機器の開発が専門の倉田純一先生（工学部助教授・私と同じ2004年から研究員）、精神科医の谷直介先生（三幸会北山病院、1990年から研究員）、心理学の大島吉晴先生（京都府社会福祉事業団、2001年から研究員）、そして障害者の人権問題が専門の姜博久先生（NPO法人障害者自立生活センター・スクラム、1997年から研究員）がおられたと思います。姜博久先生は現在も研究員として、障害研究班をリードしてくださっています（『関西大学人権問題研究室室報』第73号開設50周年記念号、以下『室報』）。葉賀先生も、研究学習会にいられていたように記憶しています。

障害研究班では皆で集まって議論するような研究会はなく、各自で研究するスタイルを取っていました。藤井先生からは、「基本は申崎さんの好きなようにしてくださいね」と言っていたので、研究班の自由な雰囲気にも励まされたこと

をよく覚えています。また、私は着任していきなり研究班の幹事を務めました。マイペースな性格と若かったこともあり、予算を預かる部署の重みを理解せず、ご迷惑をおかけしたと思います。そのような私をあたたく見守ってくれた、先生方の寛大な心に感謝です。

障害研究班では、精神障害者の社会復帰に関する実態調査を、昔から行っていたようです（『室報』第1号1988年）。精神障害者に関する精神保健福祉の現状を、北海道から鹿児島県まで調査していました（『室報』第26号2001年）。また、大島先生が研究員になって以降は、全国の障害児の施設を訪問していたようです（『室報』第28号・第30号2002年）。関西大学は地域精神科医療の先駆的な存在であったことが伺えます（石田陽彦『教育科学セミナー』第35巻2004年）。

私はこれらに参加したことはないのですが、先生方とは個人的に親しくさせていただきました。大島先生の勤務している京田辺市のセンターにも行きましたし、谷先生のおられた岩倉にある北山病院にも伺いました。私の指導する大学院生たちも、先生方にお世話になりました。当時、私はまだお酒を飲んでいて、先生方との宴席は楽しい思い出です。私は臨床心理学が専門で、障害学そのものには詳しくないのですが、それでも継続できたのは、障害研究班の寛大な雰囲気のおかげです。

その後、加戸陽子先生（文学部准教授、2006年から研究員）、松波めぐみ先生（世界人権問題研究センター、2010年から研究員）らが加わり、研究テーマも発達障害（『紀要』第54号2007年）、障害のある大学生への修学支援（『室報』第41号2008年、第49号2012年）、障害学（『室報』第51号2013年）などに拡大しました。その後も研究員は交代し、現在は10名で、「多様な障害研究の共有」と題する中期行動計画にもとづき、社会学・心理学・福祉・教育・医学・法学・政策・行政・工学等、多様な領域の複合としての障害研究をめざしています。（文学部教授）

社会的差別と展示表象行為 – 「負の歴史」の可能性

吉村 智博

展示表象主体の発信と応答

これまで30年間の学芸員生活のなかで、さまざまな媒体を通して博物館の展示表象行為に関する論考を発表してきた。すべてを列挙することはできないが、とりわけ「博物館における表象行為と社会的差別」京都大学人文科学研究所『人文學報』No.100、2011年は、私の展示表象に関する視点と方法について詳述している。あわせて、長く勤務してきた大阪人権博物館に関しても「大阪人権博物館の歴史的意義と現代的役割」大阪市政調査会『市政研究』No.190、2016年で具体的に論じた（現在は、非常勤嘱託学芸員として勤務）。

残念ながら大阪人権博物館は2020年5月末をもって閉館し、35年間（1985～2020年）の歴史に幕をおろしたが、その間に集められた貴重な資料はおおよそ3万点にものぼる。これらの資料を現在、大阪公立大学へ移管するための協議と準備を続けている。あわせて、2025年3月末を目途に、資料移管や収蔵環境などを整えるために寄付金（目標額2億円）を募集している。多くの団体や関係者のお力添えによって貴重な資料の移管を実現できるよう邁進しているところである。

そこで、あらためてこの機会に、差別と人権について「負の歴史」という視点から再考してみたい。本コラムに直接かかわるものとして「〈巻頭エッセイ〉「負の歴史」の可能性」日本博物館協会『博物館研究』No.53-vol.12、2018年のほか、京都大学人文科学研究所での共同研究の成果として「博物館におけるマイノリティ表象の可能性－差別と人権の政治学」成田龍一・田辺明生・竹沢泰子編『環太平洋地域の移動と人種』京都大学学術出版会、2019年などを執筆しているので、詳細は拙稿をご覧ください。

展示表象主体からのこうした発信に対して、多くの方から応答をいただいた。具体的には、拙稿のいくつかを引用して独自の見解を提示していただく形式であるが、発信したことの意義をあらためて認識している。個々のお名前と論

文名は割愛させていただくものの、みなさんのご高論に接したおかげで、今さらながら「負の歴史」とその表象の深淵へと向かう問題関心が醸成している。

「負の歴史」の構造と認識

そもそも近現代日本社会の「負の歴史」は、その歴史的過程と深く関係している。「負」の連鎖、すなわち、戦争、差別、犯罪、暴力、虐殺、貧困、公害、隔離などの具体像として刻印されている。近現代日本社会に通底している種姓観、優生思想、血統観などがマイノリティへの統治実践として発動し、そこに植民地主義と人種主義が結合している。まさに資本と国家（利益と再配分）による空間編成と労働力再生産基盤が形成され、前近代からの社会構造とその継承および再構築が「社会」と「世間」の重層構造となっている点をその特質として説明することが可能である。

こうした社会構造とパラレルに進行してきた植民地主義に基づく博物館政策、つまり東アジア・東南アジアにおける日本帝国主義の文化政策とも「負の歴史」は大きく関わっている。植民地支配のもとで東アジア・東南アジア諸国での数々の「博物館」の創設、総力戦が要因で頓挫はするが、日本国内での「国史館」「大東亜博物館」建設構想などはその象徴である。

現代日本論の視点から見直すと、こうした歴史的軌跡は、やや変容しているように思える。たとえば、日本（社会・文化）論の提唱によるナショナル・ヒストリーの超克の試みは、現代歴史学の射程に、非農業民、多民族、列島文化、無縁といった視座を導入し、民衆思想史や社会史として深化してきた。あわせて言語論的転回以後の文化・批評理論の登場によって、ポスト・コロニアリズム、サバルタン・スタディーズ、パーソナル・ナラティブなどの理論も醸成されている。まさに、被差別者の生活や文化に関する表象空間が各地に誕生したことは、そうした思想的背景があつてのことである。形而上学的二項対立を

一次的に留保しつつ、「負」の内実に分け入った表象も多くの博物館などで実践されている。

差異と普遍の再定置

こうしたなか、近現代日本社会における差異と普遍について、他者と境界の視座から再考する必要があると感じている。

近世社会の種姓的・職能的身分制から職業・住居の一元化支配への再編にともない、近代社会においては賤民(制)廃止策が採用されるが、それは外形的な公平性の担保にとどまった。「民情」「慣行」重視の衆論・公論(近代的知見とはおおそ無縁の集合心性)はあくまで「異質さ(≒異様・異業)」に基づく平権(同等)化拒否であり、「異様」「特殊」などの刻印を一方的に付与していく。その習俗は近代社会の支配原理や統治機構には完全に統合されえない思考であった。近世社会で醸成された種姓観・浄穢観・貴賤観などの諸観念が、近代社会で再構成され排除・疎外・忌避の主要因となり、そうした諸観念が変容しながら再生産されている。

一方、被差別共同体にとって、近代日本の権威主義的な抑圧構造をとまう社会(大衆的・市民的)のもとで策定された、「差異」を前提とした境界線を戦略的に再定置するために結束(結集)や組織(団体)が創立された。他方、近代社会の所有関係において、全機構的に政治・経済・文化に参入しようとするれば、「差異」の消去が要請されることもあり、名望家的秩序を媒介環に社会の価値基準(「普遍」)へと融合化した場合もあった。多様な反差別の運動組織が結成されてきたのはそうした背景があると考えられる。

差別と人権の概念規定

上のような差異と普遍の原理を前提として、近現代日本社会における差別と人権について、私はさしあたり次のように概念規定している。

差別とは、権力によって他者にネガティブな効果(不利益)をもたらし、貶値する暴力的行為に他ならない。社会構成体の特質如何に関わりなく、特定集団を規制するものとして不文律に共同体で内在化され、慣習・習俗・規範などの潜在的意識として継承されてきたもので、他者を常に排除しつつ包摂する「例外状態」に置く(絶対的従属関係を要求する)。かかる歴史性ゆえに、自己と他者とを峻別する境界を不断に策定し続け、特定のアイデンティティを基準とす

る共同体的秩序を形成し、それ自体の機能喪失を伴わない限り、根源的に解消されえない。また、近代的統治が持続するかぎり再生産されていく。

人権とは、諸個人の権利を普遍的に保障するための実践に際して根拠とされる理念に他ならない。西欧近代の価値規範として生成され、主として非西欧社会へと思想連鎖し、明文化された法典や規律として普遍化しつつ、教育・啓蒙を通して定着してきたものである。かかる歴史性ゆえに、たしかにグローバリゼーションのもとにおいて、国際基準の指標としてより強調され重要視されるが、差別を根源的に解消する十分な要件とはならない。

持続する問い

私の現時点での差別・人権問題認識には具体的に換言すると、3つの問いが存在する。

1つには、人はなぜ他者を差別するか、差別に同調するかという問題群への「解」は存在するのか、という問いである。人は、他者との関係性のなかで恒常的に、嫌悪、軽蔑、自尊心、帰属意識、向上心、優越感などを内包して生活を送っている。こうした内在的意識の根源へ目を向けていく必要があるだろう。

2つには、差別論としての連環と体系をどのように策定するのか、という問いである。種姓、疾病、性差、障害、暴力、貧困、隔離など歴史通底的な社会構造に関して、シティズンシップ、アイデンティティ、ジェンダーなどの複合的視座をもとに分析する必要があるだろう。

3つには、国家、市場、共同体のいずれの専制にも与しない反差別の思想や実践は可能なのか、という問いである。国家、市場、共同体をそれぞれ再配分、交換、互酬と読み替えるならば、人権の創出と普遍化が新たな差別的イデオロギーの発達を齎すといった思想、人権は差別を総体を捕捉する十分条件たり得ないといった議論についても深く考察していく必要があるだろう。

[附記] 本コラムは、人権問題研究室で開催された2024年度第3回研究学習会(6月14日)の報告をもとに一部を再構成してまとめたものである。それゆえ報告レジュメと相違する箇所が多くあることをお断りしておく(12月20日成稿)。

(委嘱研究員)

書評

松波めぐみ著

『「社会モデルで考える」ためのレッスン

障害者差別解消法と合理的配慮の理解と活用のために』

(生活書院、2024)



評者：姜 博久

本書は昨年9月まで本研究室で障害研究班の委嘱研究員を務められた松波めぐみ先生が連載エッセイを中心にまとめられた著書である。

人権問題をどれだけ構えずに伝えられるかは、教育や啓発を抜きに取り組むことができない領域だけに、対象者に「気づき」と「(自らの)問い直し」をいかにもたらすが問われる。著者は、本書冒頭で幼い頃から好きだった児童書に登場する「やまのこぐちゃん」というくまの男の子に自らをなぞらえる。そして、「わからないんだから、しかたがない。わからないことが悪いわけではない。こぐちゃんがそうだったように」と語り出すことによって、社会の中の課題を引き受け認識を改めていく際のロールモデルとして「こぐちゃん」である自分を置く。障害者問題との出会いのときに自分が立っていたところを「わからないんだから、しかたがない。わからないことが悪いわけではない」として「スタートはそこでいいんだよ」と提示する。そうしてはじまる11のレッスンでは、「わからないところ」から読者と一緒に気づきと問い直しが繰り返されていく。読む側は、かつて著者が立っていた場所を「私」の位置としつつ、著者とともに疑問と本音を共有しながら、障害者にとって何が差別なのかを捉え、社会モデルに視点を合わせることで、社会が当然とする非障害者中心の社会環境の課題に気づき、自分の当たり前を問い返すよう誘われていく。入門書として相応しいスタンスだろう。

そして、本書後半の対談形式で語られる著者の経験の歩みは、単なる過去の振り返りには終わらない。著者の直接関わった京都府における障害者差別禁止条例制定運動の各トピックは、国における障害者差別解消法の成立、国連の障

害者権利条約批准の動きと平行に進行していきながらも、地域における障害者運動の新たな展開と当事者たちの二つのエンパワメントの進化があったこと、その中で多様な当事者や関係者との出会いも含めて、法律ができる意味とそれを使って権利を確保していくことの意義(私はそれをリーガルエンパワメントと見る)を遺憾なく伝えるものとなっている。

障害者運動の新たな展開とは、これまで多々考え方などで違いを抱えていた障害者団体が権利条約の批准と新たな法整備をめぐっては、対立よりも方向性を一致させて大同団結の道を築いてきたことであり、京都の条例制定でも時期や行政姿勢も含めた機運を受けて運動の枠組みが進化したという点で、実際に地道な地域での取り組みのありようを伝えてくれていることの意味は大きい。また、当事者のエンパワメントの側面で大きかったことは、障害種別間の相互理解が深められてきたことと、女性障害者が抱える課題等、複合差別への認識が確保されてきたことである。自分たちと違う差別的側面を負う人たちへの認識を得て、その声を自らの解決すべき課題として取り組むことはエンパワメントの倫理的側面として非常に重視すべきことだと言える。著者の経験の中での見聞と問い直しは、当事者運動の深化を確かに伝えてくれるものである。リーガルエンパワメントは今後の人権課題における当事者活動の重要な側面であり、多様なインターセクショナルリティーに対する視野もさらに必要になってくる課題でもある。著者が今後どのようなことをハードル低く語ってくれるのか。これからも「こぐちゃん」の深化に期待したい。

(委嘱研究員)

2024年度 人権問題研究室 公開講座

回	日程	テーマ	講師	会場・時間
115	5月24日(金)	ひとりぼっちのいない町をつくる — 貧困・教育格差に取り組む大阪・高槻富田の実践に学ぶ	岡本 工介 (委嘱研究員)	尚文館 マルチメディア AV大教室 午後1時～ 午後2時30分
116	6月28日(金)	交差性教育学(intersectional pedagogy) とはなにか	赤尾 勝己 (研究員、文学部教授)	
117	10月25日(金)	小さな村の小さな?! 一歩 ～ 奈良県川上村にみる地域福祉の未来～	越智 祐子 (非常勤研究員)	
118	11月22日(金)	融和運動と部落女性	宮前千雅子 (委嘱研究員)	

2024年度 人権問題研究室 研究学習会

日程	テーマ	講師	会場
4月12日(金)*	わが国におけるハームリダクションの 課題と可能性	松本 俊彦 (国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究セ ンター精神保健研究所 薬物依存研究部 部長)	人権問題研究室 ※オンライン併催 *オンラインのみ で開催
5月10日(金)*	エイズ対策とキーポピュレーション	宮田りりい (非常勤研究員)	
6月14日(金)*	社会的差別と展示表象行為 — 「負の歴史」の可能性 —	吉村 智博 (委嘱研究員)	
7月12日(金)*	不利のなかで大人になること— 日本で育つ 移民二世世代の若者を事例として	山野上麻衣 (委嘱研究員)	
10月11日(金)	女性支援新法の意義、基本理念そして課題	山中 京子 (コラボレーション実践研究所 所 長 大阪府立大学名誉教授)	
11月 8日(金)*	社会的養護と人権問題— 児童養護施設で 生活を共に過ごす中で	三品 拓人 (筑波大学 人文・社会系 助教)	
12月13日(金)	ニューカマーとその宗教の現在地 — 日本社会への定着以降	三木 英 (相愛大学 客員教授)	
1月10日(金)	部落差別再生産のメカニズムについて	小林 丈広 (同志社大学 文学部 文化史学科教授)	

人権問題研究室 開設50周年記念 特別シンポジウム

日程	テーマ	基調講演講師	会場・時間
9月20日(金)	人権論のいま — インターセクショナルリティの視点から —	清水晶子 (東京大学大学院 総合文 化研究科 教授)	尚文館 マルチメディアAV大教室 午後1時～午後4時10分

(詳細はP.3～の開催レポートを参照)

編集後記

今号も前号に引き続き、関西
大学人権問題研究室が前身の部
落問題研究室として開設されて50周年を迎えたこ
とから、その記念号となっている。室長による「巻
頭言」、開設50周年記念特別シンポジウム「人権
論のいま— インターセクショナルリティの視点か
ら」のレポートのほか、人種・民族問題研究班と
障害研究班の20年の振り返りなど、記念号にふさ
わしい記事が掲載されている。開設51年以降も、

人権問題の解決に資する活発な研究が行われるこ
とを期待したい。(内田)

関西大学人権問題研究室室報 第74号
2025年2月28日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<https://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>